

## 足立区雨水タンク設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水タンク（建築物の雨どいに接続し雨水を貯水する容器であって、雨水の活用を目的として設置するものをいう。）を設置した者に対し、必要な経費の一部を交付することにより、雨水の有効利用を図るとともに、区民の省資源と環境共生への意識を啓発し、もって緑化、防災その他のまちづくりを進める区民の自主的活動を推進することを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、足立区に住民登録があり、自らが居住する足立区内の住宅（住民登録地と同一であるものに限り、店舗付き住宅を含む。）に雨水タンクを設置した個人であって、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 雨水タンクは既製品であり、かつ、新品であること。
- (2) 同一年度内において、本人又は同一世帯で生活する者が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一年度内において、補助対象工事を行った住宅が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (4) 住民税の滞納が無いこと。

### (補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した雨水タンクの本体及び付属部品（雨どいと本体の接続器具・本体の架台を含む。）の購入費並びに設置工事費の合計金額（消費税を除く。以下「補助対象額」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、補助対象額の3分の1とし、1000円未満の金額は切り捨てるものとする。ただし、補助金の額の上限は1万5,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額とこの要綱により交付できる補助金の額の合計が補助対象額を上回る場合は、その上回った金額を前項に定める補助金の額から差し引くものとする。

### (補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水タンク設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 雨水タンクの設置に係る領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し。）
- (2) 雨水タンクの設置に係る領収書の内訳を記載した書類
- (3) 雨水タンクの設置完了後のカラー写真（タンク本体、取水部分、設置台等が明瞭に写っているもの）
- (4) 雨水タンクの規格、材質等を記載したパンフレットやカタログ等の写し

- (5) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第2号様式）
- (6) 雨水タンク設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）
- (7) 補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期間は、購入日が属する年度の4月11日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）（以下、これらを「休日等」という。））に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年2月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までとする。ただし、交付申請を受けた補助金の額の合計が、補助金交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

3 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。  
（補助金の交付決定及び申請却下）

第6条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に対し、雨水タンク設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）によりその結果を通知する。

2 区長は、補助金の交付申請をした者について第2条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、雨水タンク設置費補助金申請却下決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。  
（補助金の交付）

第7条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。  
（決定の取消し）

第8条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請やその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに雨水タンク設置費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により当該申請者に対し通知する。  
（補助金の返還）

第9条 区長は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に期限を定めて返還を命じるものとする。

(状況調査)

第10条 区長は、この要綱の施行に必要な場合は、当該雨水タンクの状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組み)

第11条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水タンクを常に良好な状態で管理し、雨水利用の推進に努めなければならない。

(調査協力義務)

第13条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則(26足環政発80号 平成27年4月17日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（提出先）

足立区長

申請者（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

住所	〒 ー 足立区
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	ー ー )

### 雨水タンク設置費補助金交付申請書

雨水タンク設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報および税務情報を調査し、利用することを承諾します。本補助申請に当たっては、足立区雨水タンク設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。

記

1 メーカー名・機種名（型番）	
2 購入年月日	年 月 日
3 購入金額	円（税抜き） ※ タンク本体、付属部品（雨どいと本体の接続器具・本体の架台）、設置工事費の合計
4 補助金 交付申請額	円
5 他の補助金の有・無 (□に✓をしてください。)	申請状況 <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし
	団体名 <input type="text"/> 補助金交付額(予定) <input type="text"/> 円
6 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名： 担当者： 連絡先：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。  
(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

申請者名 \_\_\_\_\_

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 \_\_\_\_\_

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 承 諾 書

足立区雨水タンク設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、私の所有にかかるものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

### 記

（対象システムの設置を予定する住所等）

- 1 システムを設置する建築物の住所
- 2 設置予定の建築物の形態
- 3 申請者の住所
- 4 申請者氏名
- 5 申請者との関係

### 雨水タンク設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区雨水タンク設置費補助金要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥					0	0
---------	---	--	--	--	--	---	---

〒

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

電話番号 \_\_\_\_\_

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協									本 店
										支 店
										出張所
	預金種目	普 通	口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

\* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. \_\_\_\_\_

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。 (本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)
---

申請者名 _____
------------

足 収第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 雨水タンク設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった雨水タンク設置費補助金について、足立区雨水タンク設置費補助金要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

### 記

- 1 システムを設置した建物の住所

足立区

- 2 補助金交付金額

¥ \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

足 収第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 雨水タンク設置費補助金申請却下決定通知書

先に申請のあった雨水タンク設置費補助金について、足立区雨水タンク設置費補助金要綱第6条第2項に基づき、下記の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

### 記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. \_\_\_\_\_



足 発第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 雨水タンク設置費補助金交付決定取消通知書

月 日付け、足 収第 号で通知した雨水タンク設置費補助金  
交付決定について、足立区雨水タンク設置費補助金要綱に基づき、下記の理由により交付  
決定を取り消しましたので、通知します。

### 記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_